

職員の職務の級を決定する基準等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

大 阪 市 人 事 委 員 会

委員長 西村 捷三

大阪市人事委員会規則第 5 号

職員の職務の級を決定する基準等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級を決定する基準等に関する規則（平成19年大阪市人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後	改正前
別表第 1 （第 3 条関係） ア 行政職給料表 〔表 別紙 2 挿入〕 〔イ～ク 略〕 ケ 保育士給料表 〔表 別紙 4 挿入〕	別表第 1 （第 3 条関係） ア 行政職給料表 〔表 別紙 1 挿入〕 〔イ～ク 同左〕 ケ 保育士給料表 〔表 別紙 3 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

[別表第 1（第 3 条関係） ア 行政職給料表 別紙 1]

職務の級	級別基準職務と同程度の職務
[同左]	
5 級	[同左]
	6 保育・幼児教育センター副所長の職務
	7 南部こども相談センター一時保護所長の職務
[同左]	

[別表第 1（第 3 条関係） ア 行政職給料表 別紙 2]

職務の級	級別基準職務と同程度の職務
[略]	
5 級	[略]
	6 保育・幼児教育センター副所長の職務
[略]	

[別表第 1（第 3 条関係） ケ 保育士給料表 別紙 3]

職務の級	級別基準職務と同程度の職務
3 級	1 保育所の副所長の職務
	2 児童・家庭支援担当主任保育士の職務
	<u>3</u> ・ <u>4</u> [同左]
4 級	1 主査の職務
	2 中央こども相談センター一時保護所長の職務
	3 北部こども相談センター一時保護所長の職務

[別表第 1（第 3 条関係） ケ 保育士給料表 別紙 4]

職務の級	級別基準職務と同程度の職務
3 級	1 児童・家庭支援担当主任保育士の職務
	<u>2</u> ・ <u>3</u> [略]
4 級	主査の職務